

芦屋市分別収集計画

平成17年7月

芦 屋 市

芦屋市分別収集計画

平成 17 年 7 月 4 日

1 計画策定の意義

日常生活と事業活動から発生するごみ量の増大や最終処分場の残余容量のひっ迫を背景として、従来の燃やして埋める処理から、環境負荷が低減された循環型社会への転換が求められている。

そのため、大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルを見直し、社会を構成する主体がそれぞれの立場でごみの減量化、再資源化を推進していくことが重要となる。

現在、本市では、焼却灰とばいじん処理物の最終処分場が市内に確保できないため、安全に安定して処理ができる大阪湾広域臨海整備センター（神戸沖埋立処分場）に埋立処分を委託しているが、埋立計画量が 1,500 万 m³ であり、平成 23 年度には、埋立が完了するため、次の候補地を探す必要がある。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第 8 条に基づき、一般廃棄物中の容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民、事業者、市がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって、取り組むべき方針を示している。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化を推進するとともに、最終処分場の延命を図る。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本方向を以下に示す。

- (1) 昭和 56 年度から実施している資源ごみ集団回収事業は、自治会、老人会、子供会、集合住宅管理組合等で取り組まれ、広く市民に定着しているため、本計画に組み入れる。
- (2) ごみの減量と再利用を促進するため、平成 13 年 10 月から粗大ごみの収集・処理の有料化を実施し、平成 15 年 7 月に条例改正を行い、条例で規定している品目を 88 から 232 に増やして、粗大ごみの料金の明確化を図り、粗大ごみの品目や大きさに応じて、300 円から 2,400 円の範囲で 300 円ごとに料金の設定をしている。

その収集した粗大ごみの中から自転車、家具類など再生可能な資

源を回収し，修理，再生後，再生品として市民への利用を促すリユースフェスタを無料展示（家具類のみ）と有料展示（自転車・家具類）をそれぞれ年約2回開催しており，今後もごみの減量化及び再利用を促進する。

- (3) 平成16年4月から「段ボール」，「雑誌・チラシ・その他紙類」，「新聞」，「紙パック」の分別収集を新たに開始した。

現在では，1年余が経過し，住民に定着してきており，当面は現行の分別方法を継続する。

- (4) 市民，事業者，資源回収業者，県，市がそれぞれの役割を分担していくため，「芦屋市リサイクル推進会議」で論議を深め，ごみの発生抑制，減量化，再資源化に関する取組を盛り込んだ分別収集計画とする。

- (5) 何よりも市民一人一人の生活の中で，ごみを減らすことが必要であるため，ごみの分別に関すること，再資源化物の流れ，再生品の種別及びその利用促進など，総合的に啓発することにより，循環型社会の実現を目指した分別収集計画とする。

3 計画期間

本計画の計画期間は，平成18年4月を始期とする5年間とし，3年毎に改訂する。

4 対象品目

本計画は，容器包装廃棄物のうち，スチール製容器，アルミ製容器，ガラス製容器（無色，茶色，その他），飲料用紙製容器，段ボール，ペットボトルを対象とする。

その他の紙製容器包装とその他のプラスチック製容器包装は，分別収集に必要な施設を確保すると共にリサイクル施設を建設するよりも予測収集量から民間委託により，処理する方法を検討しているため，現在のところ回収をしていない。

引き続き適正な資源化を図る方策を検討し，次期計画策定時には，成案を得るようにする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
容器包装 廃棄物	t 7,934	t 8,043	t 8,153	t 8,262	t 8,372

各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み内訳

		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
金属	スチール製容器	238 t	241 t	245 t	248 t	252 t
	アルミ製容器	79 t	80 t	82 t	83 t	84 t
	小計	317 t	321 t	327 t	331 t	336 t
ガラス	無色のガラス製容器	240 t	240 t	240 t	240 t	240 t
	茶色のガラス製容器	160 t	160 t	160 t	160 t	160 t
	その他のガラス製容器	160 t	160 t	160 t	160 t	160 t
	小計	560 t	560 t	560 t	560 t	560 t
紙類	飲料用紙製容器	317 t	322 t	327 t	331 t	336 t
	段ボール	2,458 t	2,495 t	2,531 t	2,567 t	2,604 t
	その他紙製容器包装	2,775 t	2,816 t	2,857 t	2,899 t	2,940 t
	小計	5,550 t	5,633 t	5,715 t	5,797 t	5,880 t
プラスチック	ペットボトル	159 t	161 t	163 t	166 t	168 t
	その他のプラ製容器包装	1,348 t	1,368 t	1,388 t	1,408 t	1,428 t
	小計	1,507 t	1,529 t	1,551 t	1,574 t	1,596 t
合計		7,934 t	8,043 t	8,153 t	8,262 t	8,372 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、資源回収業者、再生事業者などがそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力、連携を図る。

また、「芦屋市リサイクル推進会議」では、ごみの発生抑制の推進、ごみの再資源化の推進、その他ごみの減量化・再資源化に関する活動について協議する。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

ごみの減量化・再資源化についての関心を高めるため、市内の小・中学生を対象にポスターの募集を行い、市民センターや市役所庁舎内に展示をし、広く市民に環境問題を啓発する。

また、芦屋市家庭ごみハンドブック、ごみ収集カレンダー、広報あしや環境特集号、リユースフェスタ、環境処理センターの施設見学会などの啓発活動を通して、ごみ問題について認識を深め、市民、事業者、市が連携して、5 R生活の普及を推進し、地球環境問題の中のごみ問題を取り上げ、啓発活動に取り組む。

(2) 過剰包装の抑制

兵庫県5 R生活推進会議との連携により、「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店」の拡大を図るとともに、宣言店情報を公表し、利用者の拡大を図り、小売店での簡易包装を推進する。

(3) 買い物袋の持参の徹底

買い物袋持参運動を芦屋市消費者協会と共に推進し、買い物の際に買い物袋を持参することで排出される包装ごみの削減に取り組む。

(4) 資源ごみ集団回収事業の推進

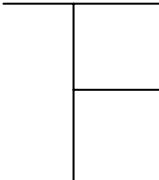
自治会等の資源ごみ集団回収報奨金制度を活用している登録団体は、平成17年2月現在、178団体あり、回収した資源ごみ量は、年約4,200トンに達している。

このように広く市民の間に定着しているこの制度が円滑に進むよう引き続き、資源ごみ集団回収報奨金を交付する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

環境処理センターの整備状況及び再商品化等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度と本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に関わる分別区分
主としてスチール製の容器包装 主としてアルミ製の容器包装	カン
主として ガラス製の 容器包装 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;">  <ul style="list-style-type: none"> 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器 </div>	ビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器包装	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
主としてスチール製の容器		183 t	186 t	189 t	191 t	194 t
主としてアルミ製の容器	市の選別	29 t	29 t	30 t	30 t	31 t
	集団回収	25 t	25 t	26 t	26 t	26 t
	小計	54 t	54 t	56 t	56 t	57 t
無色のガラス製容器		228 t (228 t)	228 t (228 t)	228 t (228 t)	228 t (228 t)	228 t (228 t)
茶色のガラス製容器		114 t (114 t)	114 t (114 t)	114 t (114 t)	114 t (114 t)	114 t (114 t)
その他のガラス製容器		126 t (0 t)	126 t (0 t)	126 t (0 t)	126 t (0 t)	126 t (0 t)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	市の選別	4 t	4 t	5 t	5 t	5 t
	集団回収	2 t	2 t	2 t	2 t	2 t
	小計	6 t	6 t	7 t	7 t	7 t
主として段ボール製の容器	市の選別	298 t	302 t	306 t	311 t	315 t
	集団回収	366 t	372 t	377 t	382 t	388 t
	小計	664 t	674 t	683 t	693 t	703 t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		0 t (0 t)	0 t (0 t)	0 t (0 t)	0 t (0 t)	0 t (0 t)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの		83 t (0 t)	84 t (0 t)	85 t (0 t)	86 t (0 t)	87 t (0 t)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		0 t (0 t)	0 t (0 t)	0 t (0 t)	0 t (0 t)	0 t (0 t)
(うち白色トレイ)		0 t (0 t)	0 t (0 t)	0 t (0 t)	0 t (0 t)	0 t (0 t)

注：括弧内の量は、指定法人による引き取りでなく、市町村が独自に処理を行う予定量を示す。

9 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(第8条第2項第5号)

容器包装リサイクル法に基づく分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

また、現在、自治会や集合住宅管理組合等で集団回収を行っている「カン」、「紙パック」、「段ボール」については、引き続き各団体が分別収集を行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	カン	市による定期回収	市
	アルミ製容器		市による定期回収 住民団体による集団回収	市 民間業者
ガラス	無色のガラス製容器	ビン	市による定期回収	市
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期回収 住民団体による集団回収	市 民間業者
	段ボール	段ボール	市による定期回収 住民団体による集団回収	市 民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期回収	市

10 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(第8条第2項第6号)

「紙パック」、「段ボール」は、市が収集し計量後、直接再生業者に運び、海外に輸出している。

「カン」、「ビン」、「ペットボトル」は、本市の環境処理センターで選別、圧縮・保管している。

選別、圧縮・保管は、適切な維持管理を行いながら、減量化、再資源化の向上を図る施設整備を行う。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	カ ン	ポリ袋	2 t パッカー車	環境処理センター (選別、圧縮・保管施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	ビ ン	ポリ袋	2 t パッカー車	
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	縛るか、袋	2 t パッカー車	再生業者
段ボール	段ボール	縛るか、袋	2 t パッカー車	再生業者
ペットボトル	ペットボトル	ポリ袋	2 t パッカー車	環境処理センター

11 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(第8条第2項第7号)

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民、事業者、県、市からの委員で構成した「芦屋市リサイクル推進会議」で論議を深め、推進体制を充実させている。

また、容器包装廃棄物の分別収集を日常的に定着させるとともに、ライフスタイルの見直しを図るため「芦屋市環境衛生協会」や「芦屋市自治会連合会」等と密接に連携して取り組む。

上記のとおり「芦屋市分別収集計画」を定める。

芦屋市長 山中 健